

形質変更時要届出区域台帳

大阪市

整理番号	整令-5-6	指定年月日・指定番号	令和5年6月9日・届指-419号	所在地	大阪市大正区鶴町一丁目1番2、1番12、1番17	
調製・訂正年月日	令和5年6月9日調製					
形質変更時要届出区域の概況	事業場跡地			面積	33,184.56㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	全ての区域について法第14条第3項の規定に基づく指定					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	敷地全域の速やかな区域指定のため、施行規則第14条第1項の規定に基づき、第一種特定有害物質を対象とするボーリング調査及び第二種特定有害物質を対象とする三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取を省略					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状況	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和5年4月7日	テトラクロロエチレン、六価クロム化合物 シアン化合物、砒素及びその化合物 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u> <u>含有量基準</u> ・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		マックスエンジニアリング株式会社
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	